

○八千代市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

制定 平成28年 8月26日告示第173号

改正 平成30年 7月11日告示第199号

改正 令和 3年10月 1日告示第289号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（第3条において「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）で別紙として定められている要綱をいう。）（以下「国実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(総合事業の種類)

第3条 市は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業（次に掲げる事業に限る。）

ア 第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業に限る。以下同じ。）

イ 第1号通所事業（次に掲げるサービスを行う事業に限る。）

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（国実施要綱別記1に規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 通所型短期集中予防サービス（国実施要綱別記1に規定する通所型サービスCをいう。以下同じ。）

ウ 第1号介護予防支援事業（介護予防支援に相当するサービスを行う事業に限る。）

(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に掲げる事業をい

う。)

(総合事業の実施方法)

第4条 市は、総合事業（第1号訪問事業及び第1号通所事業を除く。）を国実施要綱別記1(1)ア(エ)①(a)から(c)までに規定するいずれかの方法（一般介護予防事業にあつては、国実施要綱別記1(1)ア(エ)①(a)、(b)又は(d)に規定する方法）により実施するものとする。

2 市は、総合事業のうち第1号訪問事業及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービスを行う事業に限る。）については、国実施要綱別記1(1)ア(エ)①(c)に規定する方法により実施するものとする。

3 市は、総合事業のうち第1号通所事業（通所型短期集中予防サービスを行う事業に限る。）については、国実施要綱別記1(1)ア(エ)①(b)に規定する方法により実施するものとする。

(第1号事業に要する費用の額)

第5条 第1号事業（第1号訪問事業及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービスを行う事業に限る。）に限る。以下同じ。）に要する費用の額は、別表に掲げる1単位の単価に国実施要綱別添1により算出される単位数を乗じて算定するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第6条 第1号事業支給費（第1号訪問事業又は第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービスを行う事業に限る。）に係るものに限る。以下同じ。）の額は、前条の規定により第1号事業の事業ごとに算定した額（当該額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該事業に要した費用の額とする。）に100分の90を乗じて得た額とする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第7条 第1号事業支給費に係る支給限度額は、介護予防サービス費等に係る支給限度額の例による。

2 前項の第1号事業支給費に係る支給限度額を算定する場合においては、施行規則第140条の62の4第2号に掲げる被保険者は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第1号に掲げる要支援状態区分に該当する居

宅要支援被保険者とみなす。

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る第1号事業支給費の額)

第8条 第1号被保険者であって市長が別に定めるところにより算定した所得の額が法第59条の2第1項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）が利用する第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について第6条を適用する場合においては、同条中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

2 第1号被保険者であって市長が別に定めるところにより算定した所得の額が法第59条の2第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等が利用する第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について第6条を適用する場合においては、同条中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第9条 市が、災害その他特別の事情があることにより、第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者等が利用する第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について第6条を適用する場合（前条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、同条中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が別に定める割合」とする。

2 市が、災害その他特別の事情があることにより、第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者等が利用する第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について第6条を適用する場合（前条第1項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、前条第1項の規定により読み替えて適用する第5条中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が別に定める割合」とする。

3 市が、災害その他特別の事情があることにより、第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者等が利用する第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について第6条を適用する場合（前条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、前条第

2項の規定により読み替えて適用する第5条中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が別に定める割合」とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市は、国実施要綱別記1(1)ア(コ)に定める高額介護予防サービス費相当事業及び国実施要綱別記1(1)ア(サ)に定める高額医療合算介護予防サービス費相当事業(次項において「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(指定事業者が第1号事業を行うに当たり従う基準)

第11条 指定事業者が第1号訪問事業を行うに当たり従う基準については、旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 指定事業者が第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービスを行う事業に限る。)を行うに当たり従う基準については、旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

(区域外の事業所に係る基準の特例)

第12条 前条の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域の外にあるものが第1号事業を行うに当たり従う基準については、当該事業所の所在地の市町村(特別区を含む。)の要綱等で定めるところによることができる。

(指定事業者の指定の有効期間)

第13条 施行規則第140条の63の7の市が定める期間は、6年とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第199号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第7条及び第8条の規定は、平成30年8月1日以後に行われる第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に行われた第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第289号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条）

区 分	1 単位の単価
第1号訪問事業	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。） 第1号の表の上欄に掲げる八千代市が属する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類（訪問介護に限る。） に応じ、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額
第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービスを行う事業に限る。）	10円に単価告示第1号の表の上欄に掲げる八千代市が属する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類（通所介護に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額